

# 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

## 評価書名：住民基本台帳に関する事務全項目評価書

### （素案）の概要

#### 1 マイナンバー制度と特定個人情報保護評価

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。

一方で、プライバシー等の権利利益の保護の観点から、制度上の保護措置のひとつである特定個人情報保護評価を行うことが番号法により義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

#### 2 全項目評価の実施

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに行います。対象人数等に応じて「基礎項目評価」「重点項目評価」「全項目評価」を実施しますが、対象人数が30万人以上となる場合については、「全項目評価」を実施し、評価書の素案を公表の上、広く市民の皆さまのご意見を求めるとともに「第三者点検」を受けることとされています。

#### 3 住民基本台帳に関する事務

「住民基本台帳に関する事務」については、これまで「基礎項目評価」及び「重点項目評価」を実施してまいりましたが、この度対象人数が30万人以上（住民基本台帳の人数＋除票された人数（死者を除きます。））となったことから、「全項目評価」を実施するものです。

#### 4 住民基本台帳に関する事務全項目評価書（素案）の概要

##### (1) 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、使用するシステムの機能、取り扱う特定個人情報ファイルの名称、担当所管、個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載しています。

また、情報連携を行う場合の法令上の根拠を記載しています。

##### (2) 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載しています。

また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの委託の方法、特定個人情報の提供又は移転の方法、特定個人情報の保管及び消去の方法その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載しています。

##### (3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載しています。

##### (4) その他のリスク対策

自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策について記載しています。

##### (5) 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

##### (6) 評価実施手続

住民等からの意見の聴取、第三者点検の方法等について記載しています。

（一部今後の対応となるため未記載の箇所があります。）

## 5 実施時期・内容（予定）

実施時期	内容
令和4年7月	全項目評価書の作成
令和4年9月 から10月	パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を募集
令和4年11月	第三者点検の実施（草加市情報公開・個人情報保護審議会への諮問）
令和4年11月	特定個人情報保護委員会への評価書の提出
令和4年11月	評価書の公表

## 6 評価実施後の再評価

特定個人情報ファイルの取扱いについて、重大な変更が発生する場合は再評価を実施します。

また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年経過する前に再評価を実施します。